

文書第 180809 号
2018 年 8 月 7 日

販売店各位

アジレント・テクノロジー株式会社
営業本部 真空機器本部

トールシールの劇物該当および今後の販売方法についてのお知らせ

拝啓

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 6 月 29 日の毒物及び劇物取締法の改正により、弊社トールシールに含まれる CAS 番号 111-40-0(通称: ジエチレントリアミン)が劇物該当になりました。

これを受けまして、2018 年 10 月 1 日施行以降、「毒物劇物一般販売業登録票」がない販売店様へのトールシールの販売および出荷が不可となります。

今後の販売及び出荷について下記の通りご案内させて頂きます。

何卒ご査収頂きます様宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 該当製品

	P/N	製品名
1	9530001	Torr Seal Base resin, 82 grams, and Torr Seal hardener, 36gram
2	9530002	Applicator gun with Torr Seal cartridge (2 oz) and three mixers
3	9530004	Torr Seal cartridge (2 oz) and three mixers

2. 該当劇物

CAS 番号 111-40-0

N-[2-アミノエチル]-1,2-エタンジアミンビス[2-アミノエチル]アミンジエチレントリアミン

3. 「毒劇物一般販売業登録票」が有る場合

- 1) 2018 年 10 月 1 日以降の出荷・販売の際、営業所（契約先）ごとの「毒劇物一般販売業登録票」が必要となります。
- 2) 1 次販売店様は、営業所（契約先）ごとの「毒劇物一般販売業登録票」のコピーを弊社までご送付ください。

4. 「毒劇物一般販売業登録票」が無い場合

- ① 2018 年 9 月 30 日までのトールシールの販売・出荷
 - 1) 9 月 28 日までにエンドユーザー様へトールシールを出荷して頂く必要があります。

② 2018年10月1日以降のトールシールの販売・出荷

- 1) 貴社内の在庫分を10月1日以降にエンドユーザー様や二次販売店様へ出荷することは出来ません。
 - 2) アジレントから1次販売店様への販売・出荷
1次販売店様に登録票がない場合、受注及び出荷不可。
契約先が販売店様、出荷先がエンドユーザー様宛て直送の場合も受注及び出荷不可。
 - 3) 1次販売店様からエンドユーザーへの販売・出荷
1次販売店様に登録票がない場合、受注及び出荷不可。
 - 4) 1次販売店様から2次販売店様、3次販売店様への販売・出荷
全ての販売店様に登録票がない場合、受注及び出荷不可。
5. 2018年10月1日以降のトールシールの取扱いについて
- ① 毒劇物の為、出荷後の御客様都合のキャンセルはお受け出来ません。
 - ② 不良品が発生した場合は、御客様側で廃棄して頂きます様お願い申し上げます。
 - ③ 毒物劇物の取扱方法については各自治体ガイドラインをご参照下さい。

以上